

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年10月19日開催 信託協会]

1. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 8月末に2023事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、業態横断的なモニタリング方針等についても記載しているので、確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に留意するので、協力をお願いしたい。

(参考) 例えば、以下などに取り組む旨を記載している。

- ① 金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向け、金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢（ストレス時の対応プロセスを含む）、内部監査等について対話等を通じたモニタリングを行い、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。
国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、その動向が金融システムの安定に与える影響について分析を行う。
- ② 金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向け、顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。
特に、(ア)リテールビジネスへの経営陣の関与状況、(イ)顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況、(ウ)「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け、(エ)業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品の販売・管理態勢、(オ)実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況といった点について、重点的にモニタリング。
- ③ マネロンガイドラインで求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024年3月までに完了するよう、業界団体と連携し、フォローアップを行う。特に、規程類の整備を含め、実効的な取組の前段階となる部分において進捗に遅れが見られる金融機関には、集中的にモニタリングを行い、期限を意識した着実な対応を促す。また、2024年4月以降の態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を進める。
「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を行う。

- ④ 経営陣のリーダーシップの発揮状況を含め、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の実効性について検証し、その強化を促す。特に、定期的な脆弱性診断・ペネトレーションテスト等を通じた自社対策の有効性の検証や、演習等を通じたインシデント対応能力の検証が適切に行われているか、把握された課題について計画的に対策を講じているか、といった点について、重点的にモニタリング。

サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する点検票に基づく自己評価の実施を地域金融機関、保険会社及び証券会社に求め、自律的な態勢の強化を促す。

金融庁が主催する金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）を通じ、金融業界全体の事態対処能力の向上を促す。

- ⑤ 経済安全保障推進法の円滑な制度開始（2024年春）に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話を進める。

- ⑥ 金融機関のシステムについて、重大な顧客被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、機動的に金融機関のシステムリスク管理態勢（外部委託先の管理態勢を含む）を検証し、必要に応じて改善を促す。

リスクの高いシステム統合や更改については、あらかじめ金融機関のプロジェクト管理の実効性を検証する。

大手金融機関を中心に、ITレジリエンスについて実態把握や対話を行う。

- ⑦ 金融機関との対話等においては、金融機関の役職員の心理的安全性の確保に努める。また、金融機関や新規参入希望者からの法令解釈に関する問い合わせ等に対しては、可能な限り、迅速で明確な回答に努める。

2. 金融機関の内部監査の高度化に向けたプログレスレポートの公表について

- 10月下旬に、大手銀行グループにおける内部監査の取組状況及び課題認識を整理したレポート（「金融機関の内部監査の高度化に向けたプログレスレポート【大手銀行グループ】」）を公表予定である。これには、内部監査の高度化に向けたモニタリングの主な論点についても盛り込む予定である。

※ 2019年6月にも、「金融機関における内部監査の高度化に向けた現状と課題」と題する文書を取りまとめ公表。

- 本レポートは大手銀行グループの現状をまとめたものだが、内部監査の高度化はどの金融機関にとっても大事なテーマと承知している。金融機関における内部監査の状況は様々であるが、金融庁としては、引き続き、金融機関

における内部監査の高度化について、対話させていただきたい。経営陣におかれても、本レポートを参考に、内部監査の重要性・有用性に対する認識を一層高めて、引き続き、内部監査の高度化に取り組んでいくことを期待したい。

3. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリング方針について

- FDに関するモニタリングについては、昨事務年度と同様、リスク性金融商品の各業態の販売動向や、個社別の販売額を基に重点モニタリング先を抽出し、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」）等を踏まえ、リスク性金融商品のプロダクト・ガバナンス態勢や販売・管理態勢等を着眼点として、リスクベースで実施する。
- 具体的には、足元で販売額が増加している外貨建一時払保険、仕組預金、新興国通貨建債券を含む外貨建債券について、各金融機関において、
 - ・ リスク・リターン、コスト等の商品性の検証や想定顧客層の特定ができていないか
 - ・ 顧客が負担する全てのコスト開示と顧客視点での説明ができていないか
 - ・ 他の金融商品と比較した際に、当該商品を提案・販売することの妥当性を確認しているかといった点を検証していく。
- また、仕組債についても、「仕組債の販売勧誘に関するガイドライン」をミニマムスタンダードとして、特に、「原則」に基づく対応ができていないかについて検証していく。
- このほか、インターネット取引や業績評価体系、三線管理の枠組みについても、実態把握・検証を進めていく。
- 各金融機関におかれては、必要に応じ、先んじた検証や取組改善をお願いしたい。重点モニタリング先となった金融機関におかれては、双方向の議論の中で、「顧客の最善の利益の追求」などに向けた気付きを共有していき

いと考えているので、協力をお願いしたい。

4. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表しているが、今般（9月8日）、最新版を公表した。

※ 今回からリストへの掲載要件を見直し。従来は、取組方針・取組状況の公表に加え、事業者の取組方針等の各項目と「原則」の各項目との対応関係を任意の方法で整理・公表すればリストに掲載していたが、任意の方法では対応関係が依然として不明確な先も相応に存在したことから、見直し後は、当庁所定の対応関係表を用い、対応関係を整理・公表することを要件に追加。

- 金融機関におかれては、顧客本位の業務運営に関する取組を進化させるため、改めて、顧客や現場の従業員のつもりで取組方針を読み直し、以下を確認するとともに、営業現場において取組方針が実践されるよう取り組んでいただきたい。

- ・ 策定・公表した取組方針が、

- ① 顧客目線になっているか（資産運用・資産形成に向け、どのような支援をしてくれるのかが具体的に分かる内容か）、
- ② 従業員目線になっているか（取り組むべき行動が明確であり、営業現場でも実現可能な内容か（＝「取組方針」の品質向上）

- ・ 販売・管理態勢、2線・3線の態勢、業績評価等は適切か、営業現場は取組方針を実践できているか（＝「取組方針」の実践）

5. マネロン対策等に係る広報について

- 金融庁は、本年7月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性を訴求した国民向けインターネット広告の配信（ユーチューブ広告やバナ一広告）を開始した。配信期間は来年3月中旬までを予定している。

- 各金融機関におかれては、例えば、金融庁ウェブサイトに掲載されている

URL の QR コードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。

- 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をいただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

6. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケート等について

- マネロン等リスク管理態勢の整備については、24年3月末の態勢整備期限に向けて、取組を進めていただいていると承知している。
- 期限まで残り半年を切る中、マネロンガイドラインに記載の「対応が求められる事項」の全項目について適切に対応いただくよう改めてお願いしたい。
- また、金融庁としては、各社の9月末時点の進捗状況を確認すべく、先日、半期フォローアップアンケートを発出したところ。回答への協力をお願いしたい。
- 各社におかれては、規程等の整備の完了を経営上の最重要課題として、期限までに確実に作業が完了できるよう、経営トップのリーダーシップのもとで、今後の作業ボリュームを把握の上、必要な人材の配置や対応スケジュールを策定するなど、引き続き着実に取り組みを進めていただきたい。
- 加えて、これまでに整備した管理態勢については、継続的検証等により、その実効性や効率性を高めていくことが重要である。FATF 第5次審査も見据えつつ、各社の取組を進めていただきたい。

7. 特殊詐欺事案対策の検討状況について

- 特殊詐欺事案に対しては、本年3月の犯罪対策閣僚会議で決定した「緊急対策プラン」に基づき、現在、警察庁をはじめとする関係省庁と業界団体において、具体案の策定に向け検討を行っているところ。

※ 「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」

- 緊急対策プランには、預貯金口座の不正利用防止対策の強化など、金融機

関の実務に大きな影響がある項目も含まれており、金融庁としては、具体策の検討に当たって、犯罪抑止効果と顧客利便とのバランスを確保することが重要であるものと認識している。

- 今後も、関係する業界団体と意見交換を行い、具体策の策定に向け、丁寧な調整を行っていきたいと考えている。協力をお願いしたい。

8. 資産運用立国について（総合政策局）

- 先日（10月4日）、新しい資本主義実現会議の下に、鈴木金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国分科会」が設置され、初回会合を開催した。資産運用立国の実現に向けた政策プランは、年内に策定する方針。
- 「成長と分配の好循環」を実現していくためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革を実施し、その運用力の向上やガバナンスの改善を図っていくことや、資産運用業への国内外からの新規参入と競争を促進していくことが必要。
- このため、具体的には、
 - ①資産運用業とアセットオーナーシップの改革として、
 - ・ 大手金融グループによる、資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表、
 - ・ スチュワードシップ活動の実質化や、運用対象の多様化を図るための環境整備
 - ②資産運用業への新規参入と競争の促進として、
 - ・ 日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正、
 - ・ バックオフィス業務のアウトソーシングをより円滑にする規制緩和、
 - ・ 新興運用業者にとって課題である運用資金獲得を支援するためのプログラム（日本版EMP）の整備
 - ・ 金融創業支援ネットワーク事業の推進、資産運用特区の創設

などについて、検討していく予定。

- 政策プランの策定に向けては、様々なご意見を拝聴しながら検討を深めていきたいと考えており、協力をお願いしたい。

9. 金融行政方針の公表について

- 2023年8月29日、令和5事務年度の金融行政方針を公表した。これは、事務年度ごとに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするものであり、本事務年度においては、4本柱で構成している。
- 基本的にこれまでの金融庁の行政の考え方や課題意識を踏まえたものとなっていると考えている。
- 金融庁としては、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことが重要であり、この金融行政方針は、その点で良い材料になると考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、行政方針の内容で不明な点、懸念点、提言したい点があれば、気軽に問い合わせ等をしていただきたい。

10. Japan Weeks について

- 9月25日から10月6日にかけて開催されたJapan Weeks（ジャパン・ウィークス）では、様々なイベントが開かれ、岸田総理をはじめ政府関係者が、複数のイベントに参加した。イベント開催や一体的なプロモーション等にご協力いただいた方に感謝申し上げます。
- 一連のイベントでは、
 - ・ 岸田総理から、例えば、運用対象の多様化の推進や、「アセットオーナー・プリンシプル」の策定など、資産運用立国の実現に向けた新たな施策が表明されるとともに、
 - ・ 中でも最終日の「グローバル投資家とのラウンドテーブル」では、総理と

世界を代表する投資家やアセットオーナーが一同に会し、日本への投資について前向きなご発言が多く聞かれたほか、日本での資産運用の課題や政府への期待が述べられたと承知している。

- このように、今回のジャパン・ウィークスは、資産運用立国に向けた政府の強いコミットメントや日本市場の魅力等を発信するとともに、様々なご意見を収集する有意義な機会となったものと考えている。
- これらの成果を踏まえつつ、今後、年末にかけて、資産運用立国の実現に向けた、具体的な施策について、各金融機関にも意見をいただきつつ検討していきたいと考えているので、引き続き、連携できれば幸い。

11. 10月 G20 財務トラックの成果物について

- 2023年10月12日から13日にかけて、モロッコのマラケシュにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主なポイントを紹介したい。
 - ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、今回の G20 会合では、「暗号資産に関する G20 ロードマップ」が採択された。今後は、①FSB が7月に最終化した規制・監督枠組みに関するハイレベル勧告等の実施、②非 G20 メンバー国へのアウトリーチ、③国際的な協調・協力・情報共有、④データギャップへの対処を行っていくことになる。また、暗号資産に関する FATF の継続中の作業及び FATF 基準の実施への支持も示された。
 - ・ サステナブル・ファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進するための更なる努力が求められている。これには、昨年 G20 で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。
 - ・ その他の金融セクターの課題については、クロスボーダー送金及び気候開示に関する FSB の進捗報告書等が歓迎された。
- 2023年12月より、ブラジルが G20 議長国を務める予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

12. 資産運用業の高度化について（監督局）

- 先月末（9月27日）、「新しい資本主義実現会議」の場において、岸田総理より、資産運用立国については、金融担当大臣を中心に年内に政策プランを策定するよう指示があり、これを受け、新しい資本主義実現会議の下に「資産運用立国分科会」が設置されたところ。
- 先日（10月4日）、第一回目の分科会が開催されたところであるが、考えられる政策プランの一例として、大手金融グループによる資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表について検討するとされたところであり、今後、各金融機関に協力いただくこともあろうかと思うので、その際は是非ともよろしくお願いしたい。
- また、同分科会では、日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正に関する項目として、投資信託の基準価額に関する二重計算問題についても検討するとされたところであり、貴協会においても、投資信託協会と連携するなどして、一者計算の実現と普及に向けて積極的に取り組んでいただきたい。当局としても、引き続き、必要な協力をさせていただく。

13. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 平成23年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入されたところ。
- 制度開始以降、金融機関98先から累計315件、約80億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関におかれては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただきたくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

（以上）